

1 監査の対象

秘書課、人権推進課、市民税課、市民生活課、資源循環推進課、社会福祉課、介護保険課、保育課、公園緑地課、しょうぶ会館、議会総務課、教育総務課、文化財保護課、久喜北小学校、江面小学校、栢間小学校、太東中学校及び固定資産評価審査委員会における令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査の期日

令和3年11月9日、15日、16日

3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、事前に提出された資料について質問の手法を用いて監査を行った。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを共通着眼点として監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることを確認した。